

労働者派遣法に基づく情報提供



- 1 派遣労働者の数 199 人 (令和8年6月1日現在) 熊本県熊本市中央区桜町2-37
- 2 派遣先事業所数 45 件 (令和7年度) 錦桜町ビル3A号室
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 (8時間あたり) 14,757 円 (令和7年度)
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 (8時間あたり) 10,820 円 (令和7年度)
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 (マージン率) 26.7 %
- 6 キャリア形成支援制度に関する事項
- キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL : 096-241-9111
- 7 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
- 労使協定の締結の有無 有
- 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 全ての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期 2027年3月31日

キャリアアップに資する教育訓練

	対象者	実施方法	賃金支給	実施主体	費用負担
入職時等基礎訓練	初めて派遣する労働者	OFF-JT	有	派遣元	無
職能別訓練	1年以上雇用が見込まれる派遣労働者	OFF-JT	有	派遣元	無
職種転換訓練	1年以上雇用が見込まれる派遣労働者	OFF-JT	有	派遣元	無
階層別訓練	1年以上雇用が見込まれる派遣労働者	OFF-JT	有	派遣元	無